

現代中国政治分析と理論研究 - 中国共産党の統治能力分析を事例として -

著者	磯部 靖
雑誌名	長崎外大論叢
号	12
ページ	1-10
発行年	2008-12-30
URL	http://id.nii.ac.jp/1165/00000171/



現代中国政治分析と理論研究

—中国共産党の統治能力分析を事例として—

磯 部 靖

Rethinking China Studies: A Case Study on Governability of Chinese Communist Party

ISOBE Yasushi

Abstract

In this paper the writer mainly discusses the methodology of China studies. Especially this study focuses on governability of Chinese Communist Party in the latter half of 1990s as a case study.

As a result of this study, the following can be pointed out:

- (1) It is necessary to realize this crisis China studies are confronted with;
- (2) In order to overcome this crisis, we must pay much attention to the methodology of China studies;
- (3) With regard to social stability of China, Chinese Communist Party still has ability to govern Chinese society, although some serious incidents for Chinese Communist Party occurred in recent years.

1. 問題の所在

本稿は、急速に変貌する現代中国政治研究を取り巻く環境を踏まえて、今後の研究のあるべき方向性を提示することを目的とする。具体的には、中国共産党の統治能力と「法輪功事件」¹の関連を考察し、その結果を踏まえて、現代中国政治研究の今後のあるべき方向性を提起していきたい。

さて、1992年以降、中国では市場経済化が進展するにともない、中国自体に大きな変化がもたらされるとともに、現代中国政治研究を取り巻く環境も大きく変貌してきた。たとえば、入手可能な資料や書籍の急増、現地調査の機会の増加、中国人研究者の研究レベルの向上、中国の世界的プレゼンスの増大にともなう非専門家の中国へのアクセスの増加や関心の高まりなどの現象が顕著となってきた。これらの結果、第一に、現代中国政治の研究は、より細分化されるとともに精緻化が進んできていると思われる。第二に、中国人研究者の台頭により、非中国人の中国研究者は、その存在意義を問われかねない状況にあるとも言える。第三に、中国の世界的プレゼンスの増大にともない、いわゆる「中国問題」が大きな関心を集める一方で、上記のように現代中国政治研究は細分化が進む傾向が強く、中国研究者による研究が、必ずしも社会的需要に十分に応えているとは言い難いという乖離現象が生じているとも指摘できる。このように、中国研究者による研究が、必ずしも十分に社会的需要に応じられていない状況を反映するような形で、センセーショナルな中国関連の書籍や情報が氾濫し、必ずしも正確とは言い難い中国認識が広がりつつあるように見受けられることは憂慮すべき事態であると思われる。それゆえ、今後は、現代中国政治研究が直面している以上のような諸問題も踏まえて、新たな研究分野の開拓を行っていかねばならない。

ところで、1970年代末以降、近代化路線を本格化させて以来、中国は従来の社会主義体制のシステム転換²を模索してきている。とりわけ、1992年以降、市場経済化が推し進められるにつれて、社会システムの転換が加速化されつつある。そこで注目されるのは、中国はこのまま順調に従来の社会主義システムを転換し発展を遂げるのか、それともシステム転換にともなう社会的不安定性³により混乱に陥り、中国の近代化は頓挫してしまうのかという点である。

さて、社会的安定性の基準となる指標としては、治安状況ばかりでなく、民衆の当局に対する陳情・デモなどの動向も社会的不満・矛盾のバロメーターとなろう。また、社会的安定性の問題は、国家（いわゆる当局）と社会（一般民衆）の関係の枠組からも捉えることができる。換言すれば、社会的安定性の問題は、国家と社会の接点である基層レベルにおける摩擦・矛盾に焦点をあてて考察することが有効であろうと思われる。なぜならば、実際に社会的安定性の問題が顕在化するのは基層レベルであり、そのような問題の直接的対応を行うのは基層レベルの当局者だからである。それゆえ、システム転換期にある中国の社会的安定性の問題を考察する場合、基層レベルで実際に起きている問題とそれに対する中国共産党指導部の情勢認識を、ともに対象とすることが妥当であると言えよう。このような観点から、本稿では、統治能力という理論的枠組⁴を用いて法輪功事件を考察していきたい⁵。

そのことに関連して、1999年4月25日、1万名余りの法輪功修練者が、中国政治の中枢である中南海の周辺を取り囲み抗議行動を行うことによって、中国共産党指導部を震撼させたことは注目に値する⁶。換言すれば、4月25日の中南海包囲事件は、法輪功のメンバーによる大規模な組織的抗議行動という側面のみならず、中国共産党が直面する問題を象徴する事件として意義深いと言えよう。とりわけ、一気功集団がこれだけ大規模な抗議行動を迅速に行う組織力を持っていたこと、これだけ大規模な抗議行動を当局が未然に防ぐことができなかつたばかりでなく察知すらできなかつたこと、この事件に多数の共産党幹部も関与していたことなどは特筆に値する。以上のことから、法輪功事件に対する考察を通じて、中国共産党の統治能力の検証を行うことができよう。

すなわち、法輪功事件は、システム転換期にある中国の社会的矛盾・不満を反映していると同時に、中国当局の管理や統制が及ばない社会的領域が広がっていること示している。それゆえ、法輪功事件について検証することを通じて、システム転換期にある中国が抱える社会的矛盾・安定性の問題に対する中国共産党の統治能力の一側面を考察することが可能であると思われる。

そこで本稿では、具体的に以下の点から、法輪功事件に関する諸問題を考察していきたい。

- ①法輪功事件は中国共産党の指導者にどれだけの衝撃を与えたのか。
- ②法輪功事件の社会的影響力の大きさはいかなるものであったのか。
- ③法輪功の支持者はなぜそれほど多くなったのか。
- ④システム転換期にある中国の社会変動にともなう混乱に中国共産党指導部はどのように対処しようとしているのか。
- ⑤中国共産党は社会的安定性を維持できるのか。

なお、中国社会の安定性を考察する上で、農村地域の問題は極めて重要であるが、本稿では、便宜上、主たる考察対象を都市部に限定した。

2. 法輪功事件の衝撃

法輪功事件は中国共産党指導部にどれだけの衝撃を与えたのか。以下、法輪功事件に対する中国共産党指導部の認識を考察することを通じて、彼らが抱いた危機感および法輪功事件の社会的影響力の大きさを検証したい。

(1) 中南海包囲事件への対応

1999年4月25日の中南海包囲事件に際し、法輪功側は、①法輪功への合法的地位の付与、②天津での抗議行動の際、メンバーが公安当局から殴打されたりした事件に関する釈明などを求めたとされる⁷。

中南海包囲事件への対応をめぐっては、4月25日当日の午後6時から中央政治局会議が急遽開催され、中央の党・政府機関および北京市の指導的地位にある幹部も列席した⁸。同会議では、江沢民国家主席が、法輪功の不穏な動きを未然に察知できなかったばかりか、1万人以上の法輪功修練者による中南海包囲行動を阻止できなかったとして、羅幹、賈慶林、賈春旺ら情報・治安・公安部門の責任者および北京市の指導的立場にある幹部を批判した。その後、会議は3日間連続で開かれ対応が協議された⁹。その際、江沢民国家主席は、①気功の修練活動そのものは禁止しない、②中南海周辺などでの座り込みには断固として反対するなどの方針を示したとされる¹⁰。

中南海包囲事件発生当時、当座の対応として、放水車や催涙弾を用いること、首謀者の逮捕なども、北京市の公安・治安部門から建議されたが、当面、慎重に対応していくことになった¹¹。すなわち、当時、中国共産党指導部では、法輪功が一気功集団であるにもかかわらず、これだけ大規模な抗議行動を迅速に行う組織力・動員力を持っていたこと、その際に多数の共産党幹部も関与していたことなどから、軽率に弾圧に踏み切った場合、大きな社会的混乱を引き起こす可能性があると懸念されていたと思われる¹²。

以上の理由から、中国当局は法輪功の動向に対して、差し当たり静観していく一方で、大規模な内偵捜査を開始した¹³。その過程で、「4・25」事件専門調査グループが、胡錦濤中央政治局常務委員会委員をはじめ、羅幹、賈春旺ら治安・公安部門の責任者がメンバーに加わり組織され、中心的役割を果たした。そのほか、公安部および国家安全部は全国各地に調査チームを派遣するとともに、のべ3,000名余りの治安・公安当局者が動員され、法輪功に対する大々的な調査が行われた。それと同時に、海外に在住している情報部門の人員に対しては、法輪功のリーダーである李洪志および法輪功の組織動向に関する情報収集が命じられた。

(2) 法輪功の組織・動員力の強さ

以上のような大規模な捜査の結果、法輪功の組織および動員力の強さが明るみになり、中国共産党指導部を大いに震撼させた。

そもそも法輪功は1992年に、李洪志により創設された気功集団で、李洪志を頂点とする「法輪大法研究会」のもとに、全国の各省・自治区・直轄市に39の支部、1,900ヵ所あまりの指導所、28,263ヵ所の修練所が存在し、1999年の時点における中国当局の発表によると、210万人の修練者¹⁴を擁するまでに発展していた¹⁵。「法輪大法研究会」には、対外連絡チーム、功理功法チーム、翻訳チーム、運営チームなどが設けられるとともに、同研究会は各地の支部の設立、合併、閉鎖、および支部

長と副支部長の審査と任免を行う権限を有していた。このような上意下達式の指揮命令系統を通じて、李洪志による海外からの指令は、迅速に全修練者に伝わるようになっていたのである。

また、このような組織力を利用して、各地で修練者を動員した抗議行動が繰り返し行われた¹⁶。たとえば、1996年7月24日、新聞出版総署が法輪功関連書籍の発禁・回収を各地に通達し、同年11月、中国気功科学研究会が法輪功の会員資格を剥奪した前後から、法輪功修練者による国家機関およびマスコミに対する抗議行動が活発化し¹⁷、1996年8月に光明日報社を包囲した事件以来、1999年11月までに、300人以上を動員して行われた抗議行動は78回に達した¹⁸。1998年から1999年4月25日の中南海包囲事件までの期間に行われた主な抗議行動は、以下の通りである¹⁹。

- ・ 1998年4月 : 齊魯晩報社 (山東)、南方日報社 (広東)、東路時報社 (雲南)
- ・ 1998年5月 : 健康報社 (北京)、中国青年報社 (北京)、北京電視台 (北京)
- ・ 1998年6月 : 大衆日報社 (山東)
- ・ 1998年9月 : 滄州日報社 (河北)、厦門日報社 (福建)
- ・ 1998年10月 : 重慶日報社 (重慶)
- ・ 1998年11月 : ハルピン日報社 (黒龍江)
- ・ 1998年12月 : 銭江晩報社 (浙江)、中国共産党遼寧省委員会・遼寧省政府
- ・ 1999年1月 : 瀋陽電視台 (遼寧)
- ・ 1999年3月 : 武進日報社 (江蘇)
- ・ 1999年4月 : 天津教育学院、中国共産党天津市委員会・天津市政府、中国共産党江蘇省委員会・江蘇省政府

1999年4月25日の中南海包囲事件発生後、中国当局による監視が厳しくなって以降も、法輪功修練者による数々の抗議行動が行われた。たとえば、同年6月上旬にも北京で大規模な抗議行動が計画されていたものの、未然に公安当局により解散させられたが、その規模は7万人以上であったと言われる²⁰。また、同年7月6日と7日の両日、中傷記事に対する抗議のために、法輪功修練者が中国共産党江西省委員会に押しかけた²¹。

(3) 中国共産党指導部の危機感

更に中国共産党指導部を震撼させたのは、中国共産党の内部文書や国家機密が法輪功側に筒抜けになっていったことである。たとえば、中国当局が法輪功に対する弾圧の準備を行っていることや、対米貿易黒字5億ドル削減と交換条件で李洪志の身柄引渡しを米国政府に働きかけていたことなどが法輪功側に知れ渡っていた。このような情報を入手していた李洪志は、法輪功を学ぶ者は1億人以上おり、中国当局による不公正な対応に彼らがいつまで辛抱できるかわからないとの認識を示し圧力をかけた。それを受けて中国当局は、全国各地の法輪功修練者たちがいっせいに抗議行動に出ることを懸念し、慌てて法輪功に対する弾圧や李洪志引渡しのための裏取引についての風評の打消しを行わざるを得なくなった。そのほか、法輪功側は中国共産党内部で、①1999年6月末までに党員・幹部らを法輪功から脱退させること、②法輪功の活動への監視強化、北京での請願行動の阻止、③法輪功をカルト集団であるとみなすことなどが通達されているとの情報を入手し、それを修練者に周知させ警戒を呼び

かけるとともに、その情報を公表した²³。

このように、中国共産党の内部文書が、相次いで法輪功側に流出していた事実は、同指導部を震撼させたはずである。1999年10月に公表されたところによれば、法輪功側は絶密級文書20件、機密級文書24件、秘密級文書15件を不正に入手していたとされる²⁴。たとえば、当初、中国当局は上述したように法輪功に対する弾圧の準備を行っているという情報をデマであると否定していたが、実際には、江沢民国家主席が中央政治局会議で法輪功に対する弾圧を指示したことを示す機密文書が配布されており、その文書を法輪功側は入手していた。そうした情報を、法輪功の地元責任者に流していたとの理由で、徐新牧元河北省人事処副処長は、2000年1月3日に懲役4年の刑を言い渡された²⁵。このように法輪功側は、党・政府機関に所属している修練者を通じて、機密情報を容易に入手できていたようである。

中国当局が把握している法輪功修練者のうち、3分の1から4分の1が公的機関の関係者であると言われている²⁶。とりわけ、共産党員、人民解放軍幹部、公安当局者の中にも法輪功修練者は多いことに、中国共産党指導部は大きな衝撃を受けたようである²⁷。中央第十三号文献によれば、法輪功のメンバーの中には、退職した高級幹部、党・政府機関の現職幹部、基層レベルの党委員会書記、労働模範、戦闘英雄、元紅軍参加者などが含まれており、ある政府部門の党委員会幹部は全員が法輪功のメンバーであったというケースも報じられている²⁸。

たとえば、2000年1月6日、元空軍幹部の于長新は、自らの人脈を利用して李洪志の著作出版の手助けをしたなどの罪に問われ、懲役17年の判決を受けた²⁹。1999年末にも、公安部の元幹部に懲役18年の刑が言い渡されており、このような例は枚挙に暇がない³⁰。

1999年4月25日の中南海包圍事件の首謀者の中にも、李昌（元公安部計算機局幹部）、王治文（鉄道部物資総公司技師）らの政府関係者が含まれており³¹、4月25日当日、法輪功側を代表して羅幹中央政法委員会書記との交渉にあたったのは、監察部の幹部であったと言われている³²。

このように、法輪功関係者が体制側に深く入り込んでいた事実に、中国共産党指導部は強い危機感を抱いたであろう。

1999年7月上旬には法輪功に関する大々的な調査が終了し、一斉摘発は秒読み態勢に入った。同月18日午前、中央社会治安综合治理委員会の主宰により、全国の公安・安全・政法部門の責任者による電話会議が行われ、法輪功の摘発について議論された³³。その際、7月19日から21日の間に、全国の法輪功首謀者を摘発することが指示された。7月21日夜、賈春旺公安部部長は全国の公安・安全・武装警察部門の責任者に、突発事件に備えるよう命じた。それと同時に、李嵐清中央政治局常務委員会委員を組長とし、丁関根・羅幹両中央政治局委員を副組長とする指導小組を発足させ、突発的な社会動乱に対処するための指導体制を整えた³⁴。このような準備を経て、7月22日になってようやく法輪功への一斉摘発が公表されたのである。

それと同時に、中国共産党内部では、法輪功への警戒を怠り問題を深刻化させてしまったことへの責任追及も行われた³⁵。共産党員の中にも法輪功関係者が多数存在している問題に関しては、党のイデオロギー・理論工作の責任者の一人である鄭必堅中央党校常務副校長³⁶や丁関根宣伝部部長³⁷らが批判をされたとも言われている。

以上のように、法輪功の組織・動員力の強大さ、党員・幹部への浸透などの事実に衝撃を受け、中国共産党指導部は相当な危機感³⁸をもって法輪功の摘発に乗り出すとともに、党内外に向けての法

法輪功批判キャンペーンを展開したのである。

しかし、その一方で、当時、多くの党員、幹部、民衆には法輪功に対する警戒感は欠けており、党指導部が推進しようとした法輪功批判キャンペーンにも関心が低いという問題が存在していたと言われる³⁹。

3. 法輪功事件とシステム転換期中国の構造的問題

1999年7月22日に、法輪功に対する一斉摘発が開始されて以降も、各地では依然として抗議行動は行われた。なぜ法輪功に対する支持はそれほど根強いのか。その背景には、システム転換期にある中国社会の構造的問題が存在していると思われる。

法輪功側は第一線の指導者が逮捕された後も、第二線の指導者を養成することによって組織防衛に努めるとともに⁴⁰、全国各地の法輪功修練者たちは、中国当局による一斉摘発に対する抗議行動を行った。それらの抗議行動は断続的に続き、そのため、中国当局は引き続き法輪功との闘争を最重要課題の一つとして掲げざるを得なかった。また、法輪功のような、中国当局に対する反抗的な組織が社会全体に拡大することを恐れ、他の気功団体や宗教団体に対する弾圧も断行された。

その一方で、これらの団体の社会的広がりから、弾圧による社会的混乱の拡大を恐れ、中国当局は首謀者と一般参加者の区別を慎重に行い、前者のみを摘発し、後者に対しては説得と教化に力を入れた。

このような、中国当局の意思に反して行動する組織がこれほど広範に存在する状況は、中国共産党政権成立以来初めてのことであり、近年、中国当局の民衆に対する統制が弛緩し始めてきている状況を反映していると思われる。それゆえ、現在の中国を、共産党による一党独裁や上意下達式の指揮命令システムの側面のみから捉えることには限界が生じてきていると言えよう。

また、法輪功による抗議行動が活発化し中南海の包囲事件に至る時期は、国有企業改革の推進や不景気により失業者や下崗職工が大量に発生し、そのことが大きな社会問題となっていた時期と符合しており、法輪功事件と社会不安の高まりの間には何らかの関連性があると思われる。

失業者や下崗職工の数については様々な統計が出されているが、1998年上半期における国務院研究室と労働部門の調査によると、以下の数値が挙げられている⁴¹。国有・集団・三資企業における下崗職工の数は、累計で2,000万人に達しており、それは従業員全体の約20%にあたる。そのうちおよそ600万人には再就職先が決まっていない。それに公式に登録されている失業者を合わせると、失業率はおよそ7%になる。このような失業率の高まりが社会的安定に影響を及ぼすことが懸念されるという認識を、中国当局はしばしば示している⁴²。実際、公安部の統計によると、1998年に大規模なデモは6万件発生しており、1999年には10万件を突破した⁴³。

国有企業改革と不景気により、失業問題が深刻化した1998年以降の時期に、中南海包囲事件が発生したことは極めて象徴的である。すなわち、法輪功事件は、システム転換期にある中国社会の不安定性を反映していたと言えよう。

4. 基層工作強化の試み

システム転換期にある中国の社会変動にともなう混乱に、中国共産党指導部はどのように対処しようとしているのか。

上述したように、失業率上昇などの社会不安を背景に、各地でデモが頻発していたが、その中には

共産党員も多数参加していたようである⁴⁴。それと同時に、法輪功による抗議行動にも党員や幹部が多数参加していた。このように、法輪功事件は、システム転換期にある中国の社会的不安定性を反映していたと言えよう。

それを統治能力という理論的枠組に基づき分析するならば、従来、中国共産党は単位制度を通じて一般民衆のみならず党員の管理・統制も行っていたが、市場経済化の進展により単位による拘束が弛緩するとともに、失業者、下崗職工、定年退職者、流動人口などの増大により、国家による統制が行き届かない社会領域が急速に拡大してきているのである。

中国共産党指導部は、とりわけ法輪功事件以降、このような事態が社会的不安定を醸成することを懸念し、基層組織の再強化に乗り出した⁴⁵。すなわち、単位制度による社会に対する統制の弛緩が深刻化している状況を是正すべく、基層組織による社区を通じた社会に対する統制の再強化により、社会的混乱の発生を未然に防ぐ試みが推し進められることとなったのである。具体的には、社区を通じた党員や一般民衆に対する管理の強化が図られるとともに、治安維持、再就職先の斡旋、住民への各種サービスの提供などが試みられることとなった。

そもそも、社区建設は1996年頃から推進され始めていたが、当初、人材も資源もなく、区内の単位の協力も得られず停滞状況に陥っていた。そのような中、法輪功事件が発生したため、中国共産党指導部は社区建設を社会的安定維持のための最重要課題の一つとして掲げるようになったのである。

しかし、社区建設はまだ試行段階にある。こうした中で、上海はモデル地区として全国に対する模範的役割を担わされている。たとえば、1999年9月には、上海で江沢民国家主席列席のもと、全国社区建設工作会議が開かれ経験交流が行われた。同年7月の法輪功への弾圧開始後の上海における社区建設の試みからは、法輪功問題への対処の側面が大きいことがうかがえる。同年8月23日午後、黄菊党委員会書記列席のもと行われた上海市社区党建工作会議では、法輪功事件を反面教師として社区における党建設を強化していかなければならないと強調された⁴⁶。具体的には、市当局による社区への支援強化⁴⁷、単位内の党組織との連携強化⁴⁸、住民への各種サービスの提供⁴⁹、住民への管理・思想宣伝教育の強化などの方針が打ち出された⁵⁰。更に、同年8月24日には、上海市社会团体管理局が成立し、民間団体に対する規制・管理の強化が図られることとなった⁵¹。

このようにして、社区建設を通じた社会に対する統制の強化が図られつつあるわけであるが、それらの試みは、基本的にみな基層レベルの党員の主観的能動性に依拠するものである。それゆえ、社区建設による社会に対する統制強化の成否は、基層レベルの党員のインセンティブをいかに確保できるかという点にかかっていると見える。

しかし、そもそも基層レベルの党員には、失業・下崗問題の深刻化、貧富の格差の拡大などにより社会主義イデオロギーへの失望感が強く、「信念の危機」に陥っている者が多く存在し、それゆえ各種デモに荷担したり、法輪功の活動にのめり込む者が多かったのである。したがって、思想教育の強化、精神主義や滅私奉公の強調だけでは、基層工作強化に対する基層レベルの党員のインセンティブを確保するのは難しいのではなからうかと思われる。

一方、単位制度は依然として中国社会の多くの部分を管理しており、社区建設の試みもある程度の成果は上げつつあるとされる。それゆえ、社会の不安定要因は多々存在するとはいえ、予見できる将来において、中国社会全体が大混乱に陥ってしまうとは考えられないであろう。

5. 結語

本稿では、統治能力という理論的枠組を用いて、現代中国政治の分析を行ってきた。具体的には、法輪功事件に対する分析を通じて、中国共産党の統治能力について考察を行った。その結果、法輪功事件は、システム転換期にある中国社会の構造的・不安定性を象徴してはいるものの、予見できる将来に、中国社会全体が大混乱に陥る可能性は必ずしも高くないという結論が得られた。

一方、現在の中国において社会の安定を維持していく要は、中国共産党の組織であると思われるが、社会システムの変容にともない基層組織の弛緩が深刻化する傾向にある。そのため、中国共産党指導部は、基層組織の再強化を最重要課題の一つとして掲げているものの、基層レベルの党員のインセンティブを確保することは必ずしも容易ではないのではなかろうか。それゆえ、システム転換期にある中国社会の安定性を捉える際に、いわば国家と社会の接点に位置する基層組織の動向に注目することが、今後ますます重要になってくると言えよう。

さて、以上の考察を踏まえて、最後に、現代中国政治研究の今後のあるべき方向性を提起していきたい。既述したように、近年、現代中国政治研究を取り巻く環境は大きく変貌を遂げつつある。たとえば、入手可能な資料や書籍の急増、現地調査の機会の増加、中国人研究者の研究レベルの向上、中国の世界的プレゼンスの増大にともなう非専門家の中国へのアクセスの増加や関心の高まりなどの現象は、そのことを象徴している。その結果、第一に、現代中国政治の研究は、より細分化されるとともに精緻化が進んできている。第二に、中国人研究者の台頭により、非中国人の中国研究者は、その存在意義を問われかねない状況に直面しつつあると言える。第三に、中国の世界的プレゼンスの増大にともない、いわゆる「中国問題」が大きな関心を集める一方で、上記のように現代中国政治研究は細分化が進む傾向が強く、中国研究者による研究が、必ずしも社会的需要に十分に応えているとはいえないという乖離現象が生じているとも言い得る。このように、中国研究者による研究が、必ずしも十分に社会的需要に応じられていない状況を反映するような形で、センセーショナルな中国関連の書籍や情報が氾濫し、必ずしも正確とはいえない中国認識が広がりつつあるように見受けられることは憂慮すべき事態であると言えよう。

それゆえ、今後は、現代中国政治研究が直面している以上のような諸問題も踏まえて、新たな研究分野の開拓を行っていかなければならない。そこで、現代中国政治研究の今後のあるべき方向性としては、第一に、研究の細分化が進行する一方で看過されがちになる傾向にある、中国を総体的に捉える視点を重視していく必要がある。第二に、資料へのアクセスや現地調査の点では一日の長がある中国人研究者が台頭しつつある現実を踏まえて、むしろ中国を相対化して捉えることに努め、中国人研究者とは違う観点から現代中国政治を分析していくべきである。たとえば、中国人研究者は、一般的に非中国人の研究者として比較して、中国の内情に詳しいがゆえに中国の特殊性に力点を置いた研究を行う傾向が強いのに対し、むしろ中国を相対化して捉えるために比較政治学などの方法論を援用しつつ、従来とは違う現代中国政治の見方を提起できるよう努めていくべきであろう。第三に、中国人研究者をはじめ欧米の研究者とも共同研究を行うことにより、それぞれの長所を発揮し合いながら研究の成果を上げていくことが、グローバル化の度合いを益々強めつつある現代中国政治研究の今後のあるべき方向性であると言えよう。

- 1 1999年4月25日に発生した中南海包圍事件をはじめとする、法輪功関係者による一連の抗議行動を指す。
- 2 従来の計画経済を中核としたシステムから市場経済システムへの転換を指す。
- 3 社会的安定性をどのように評価するかという問題は極めて難しい。本稿では、中国共産党の指導者達が法輪功事件に直面しどのような危機感を抱いたか、法輪功事件を醸成した社会情勢はいかなるものであったかという問題意識に基づき、この問題を考察したい。
- 4 従来、governabilityあるいはgovernanceなどの概念が、統治のあり様を分析する際に用いられてきた。
- 5 なお、統治能力という理論的枠組を、現代中国政治研究に援用した先駆的研究として、国分良成編『中国の統治能力—政治・経済・外交の相互連関分析』（慶應義塾大学出版会、2006年）、を挙げることができる。
- 6 中南海包圍事件の詳しい経緯については、牛愛民等「李洪志策劃指揮“4・25”非法聚集事件真相」（『人民日報』1999年8月13日）、および、「4月25日の不法中南海包圍事件の真相」（『北京週報』1999年第35号、1999年8月31日、11-13頁）、を参照されたい。
- 7 「江主席 座り込み禁止指示」、『産経新聞』1999年4月28日。
- 8 以下、羅冰「法輪功事件与中南海雷暴」（『動向』1999年5月号、17-20頁）、を参照。
- 9 「法輪功『事件の真相』関係者が証言」、『朝日新聞』1999年8月14日。
- 10 前掲、「江主席 座り込み禁止指示」。
- 11 前掲、「法輪功事件与中南海雷暴」、19頁。
- 12 陶駟駒元公安部部長は、中央党校において社会の安定維持に関する講話を行った際、民衆による抗議行動や当局との衝突事件が発生した場合、安易に警察や治安部隊を投入して鎮圧を行えば、民衆の不満を更に増幅させ、事態を益々深刻化させてしまう危険性が高いので、慎重な対応が望まれるとの認識を示した（『宣伝通訊』1997年3月、38頁）。
- 13 以下、羅冰「密謀鎮圧法輪功内幕」（『争鳴』1999年8月号、6頁）、を参照。
- 14 法輪功側の主張では、全世界に1億人以上の修練者が存在すると言われている。
- 15 以下、『法輪功』は邪教である」（『北京週報』1999年第45号、12頁）、および、周文「『法輪功』は邪教」（『北京週報』1999年第46号、18頁）、を参照。
- 16 地方レベルにおける組織の実態や修練者動員の手法などについては、以下を参照されたい。「法輪功」有厳密組織系統、『解放日報』1999年7月31日。「各地練功者紛紛指証“法輪功”有嚴密的組織系統、『人民日報』1999年7月31日。「原『法輪功』遼寧各輔導站負責人揭露、『法輪功』具有嚴密的組織、『人民日報』1999年8月1日。「長春市公安局調查材料証明：『法輪功』組織完整管理嚴密、『人民日報』1999年8月4日。「湖南公安部門提供材料証實：『法輪功』具有嚴密組織體系、『人民日報』1999年8月4日。
- 17 「踐踏国家法律 危害社会穩定—“法輪功”組織策劃18次非法聚集真相」、『解放日報』1999年8月5日。
- 18 周文「宗教局長、『法輪功』を語る」、『北京週報』1999年第47号（1999年11月23日）、20頁。
- 19 「世紀末的迷狂」、『南方週末』1999年7月30日。
- 20 「氣功集團の示威行動擴大 中国政府に“反省”迫る」、『産経新聞』1999年6月8日。
- 21 「法輪功 共産党委に1,000人抗議」、『産経新聞』1999年7月11日。
- 22 「不要輕信謠言 維護社会穩定」、『人民公安報』1999年6月15日。
- 23 「法輪功批判 指導部と暗闘激化の様相」、『産経新聞』1999年7月7日。
- 24 「公安機關破獲“法輪功”組織非法獲取泄露国家秘密案件、『人民日報』1999年10月26日。
- 25 「元処長に懲役4年」、『産経新聞』2000年1月5日。
- 26 前掲、「法輪功『事件の真相』関係者が証言」。
- 27 「社会安定狙い強硬策」、『日本經濟新聞』1999年7月23日。
- 28 前掲、「密謀鎮圧法輪功内幕」、8頁。
- 29 「法輪功会員元空軍幹部に懲役17年」、『産経新聞』2000年1月15日。
- 30 同上。
- 31 「法輪功主要指導者きょう裁判」、『朝日新聞』1999年12月26日。
- 32 「氣功集團『法輪功』が座り込み」、『中国内外動向』ラヂオプレス。
- 33 以下、前掲、「密謀鎮圧法輪功内幕」（7-8頁）、を参照。
- 34 唐文成『鏡報』1999年9月号。
- 35 中国共産党の外部からも、党員や幹部の多くが法輪功に関与していることや、共産党が法輪功に対する警戒を怠っていたことへの批判が行われた（羅冰「鎮圧法輪功的反弹」、『動向』1999年11月号、10頁）。実際、1998年の時点ですでに、民主諸党派は中国共産党中央に対して、法輪功への警戒を呼びかけていたが（袁建新「發揮社会穩定“安全閥”作用」、『人民日報』2000年3月14日）、それに対する対応は不十分であったようである。
- 36 羅冰「六官涉法輪功遭处分」、『動向』1999年12月号、8-9頁。
- 37 黎自京「四高官因法輪功事件作檢討」、『争鳴』1999年9月号、16-17頁。
- 38 江沢民国家主席は、1999年6月上旬、中国共産党指導部内で、このまま法輪功の活動を放置しておいたら、共産党の存立基盤が脅かされることになってしまおうとして、強い危機感を表明したと言われる（「江主席発言 危機感あらわ」、『産経新聞』1999年8月10日）。
- 39 羅冰「批法輪功引起質疑」、『争鳴』1999年9月号、11頁。
- 40 「『法輪功』組織の新しい罪状」、『北京週報』1999年第46号（1999年11月6日）、6-7頁。

-
- 41 『宣伝通訊』1998年4月、46-47頁。
 - 42 たとえば、『宣伝通訊』1998年5月、8頁、などを参照。
 - 43 「各地で労働者デモ」、『Chinese Dragon』1999年12月21日。
 - 44 『宣伝通訊』1998年6月、44頁。
 - 45 「基層黨組織要站在鬭爭前列」、『人民日報』1999年11月15日。
 - 46 「重視新形勢下社區黨建工作」、『解放日報』1999年8月24日。
 - 47 「完善社區服務網絡拓展司法行政業務」、『解放日報』1999年8月26日。
 - 48 「把社區黨建作為企業黨建的延伸」、『解放日報』1999年8月23日。
 - 49 「實施分類管理，加強黨建工作」、『解放日報』1999年8月23日。
 - 50 「加強社區居民思想建設」、『解放日報』1999年8月27日。
 - 51 「上海市社會團體管理局成立」、『解放日報』1999年8月25日。